



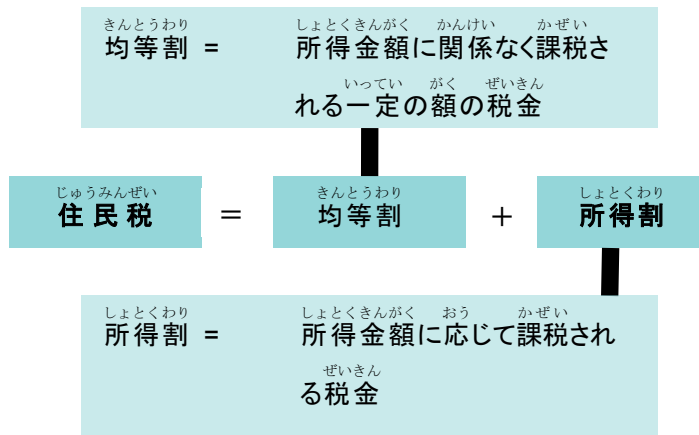
2 地方税

ちほうぜい ぜんねん しょとく おう さんてい ぜいきん がつ にちげんざい す とどうふけん し く
 地方税とは、あなたの前年の所得に応じて算定された税金を、1月1日現在住んでいる都道府県や市区
 ちょうそん おさ ぜいきん じゅうみんぜい こていしさんぜい がつ にちげんざい しょうや か じどうしゃぜい
 町村に納める税金で、住民税や固定資産税、4月1日現在の所有者に課せられる自動車税などがあ
 ります。

3-1 住民税

(1) 住民税とは

じゅうみんぜい す ちいき じゅうみん く かいひ じゅうみん
 住民税とは、あなたが住んでいる地域の「住民」として暮らしていくための会費のようなものです。住民
 ぜい きんとうわり しょとくわり な た
 税は均等割と所得割から成り立っています。



とうきょうと く ばあい とくべつ く みんぜい と みんぜい あ じゅうみんぜい
 ※東京都の23区の場合は「特別区民税」と、「都民税」の2つを合わせたものを住民税といいます。
 いがい ちいき とどうふけんみんぜい しょうそんみんぜい あ じゅうみんぜい
 それ以外の地域は、「都道府県民税」と「市町村民税」の2つを合わせたものを住民税といいます。

(2) 住民税の申告

し く ちょうそんない じゅうしよ ひと げんそく とし がつ にち がつ にち かくやくしよ じゅうみんぜい
 市区町村内に住所のある人は、原則としてその年の2月16日から3月15日までに各役所に住民税
 しんこくしよ ていしゆつ つぎ がいどう ひと しんこく ひつよう
 の申告書を提出しなければなりません。ただし次に該当する人は、申告の必要はありません。



L 税金

[▶ L 税金 のトップへ](#)

- ・ 給与所得者や年金所得者で、前年中に給与や年金以外の所得がなかった人
- ・ 所得税の確定申告をした人
- ・ 別途、市町村の条例で定める人

(3) 住民税の納付方法(特別徴収と普通徴収)

住民税を納めるには特別徴収と普通徴収の2通りの方法があります。

<p>とくべつちようしゆう 特別徴収</p>	<p>給与から天引き(源泉徴収)で納める方法で、給与所得者の勤務先の会社が毎月の給与から税額を差し引き、それを取りまとめて各月分を翌月の10日までに納めます。</p>
<p>ふつちようしゆう 普通徴収</p>	<p>自営業、農業、自由業などの人は、6月に送られる市区町村の役所発行の納税通知書で、年間4回に分けて納めます。納付は最寄りの銀行や郵便局などで納付します。また銀行や郵便局の口座から引き落とす口座振替(自動払込)も利用できます。</p>